

平成26年度松山支部定時総会議事録

日時：平成26年5月17日（土）午後2時00分から午後5時00分まで

場所：ホテルJALシティ松山

支部会員数：269名

出席者数：181名（当日出席者49名、議決権行使書出席者132名）

【司会者：岡田学理事】

皆さん、こんにちは。平成26年度松山支部定時総会を始めたいと思いますので、まず、始まる前です、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードにしたうえで、通話の方はご遠慮願いたいと思います。

それでは、平成26年度松山支部定時総会を始めたいと思います。本日はご多忙中にもかかわらず、平成26年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会へのご出席ありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます理事の岡田学でございます。何分不慣れなことゆえ、至らぬ点もあろうかと思いますが、皆様方のご協力を得て、本日の定時総会が円滑に進行できますよう努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

先ほども言いましたが、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただき、会場内での通話をご遠慮いただきたいと思います。懇親会に出席せずお帰りの際は、名札を受付までご返却ください。

本日の予定は、午後5時までの審議、午後5時半から懇親会の予定となっております。駐車料金につきましては、指定駐車場は3時間まで無料となっております。また、懇親会にご出席される方は、受付で領収証と、この懇親会参加票というものをお渡ししているかと思っておりますので、こちらをご提示いただき、入場いただきますようお願いいたします。提示していただくだけで結構です。ご協力よろしくお願いいたします。

また、議案書の訂正がございます。本日お配りしております、また事前にもファックスではお送りさせていただいております、こちらの正誤表です。こちらの方をご確認ください。

では、最初に開会の言葉を久保副支部長よろしくお願いいたします。

【久保美代子副支部長】

皆さんこんにちは。副支部長の久保です。

只今より平成26年度愛媛県行政書士会松山支部の総会を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

【司会者】

続きまして、物故会員に対しまして黙祷を捧げます。東理事よろしく申し上げます。

【東悟理事】

皆さんこんにちは。よろしくお願いいたします。

平成25年度にご逝去されました松山支部会員のお名前をご報告させていただきます。ご逝去された会員は、松田恵会員、大西淳介会員のお二人です。総会の開催に先立ち、故人のご冥福をお祈りし、黙祷したいと思いますので、ご臨席の皆様、ご起立お願いします。

黙祷。

— 一同黙祷 —

【東悟理事】

お直り下さい。ご着席ください。

【司会者】

支部長より挨拶を申し上げます。支部長よろしく申し上げます。

【山本大樹支部長】

皆様こんにちは。松山支部長の山本でございます。

本日は非常に、週末のお休みのいいお天気の中、本当だったら行楽日和じゃないのかなというところですねご案内させていただきましたところ、たくさんの方にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

5月も半ばとなりますと、なかなか気温の方も上がってまいりまして、今日も外は汗ばむ陽気で、クールビズでご案内した方がよかったかなという感じもいたしますが、また来年はちょっと考えてみたいなあという風に思っております。

昨年支部総会の方で支部規則の改正の方を皆さんで可決いただきまして、昨年と一番変わったところ、まずは出席についての方法ですね、これまでいろいろと皆さんにご議論いただいております、委任状というのをまず一回なくしてみて、議決権行使書という形で今年のご案内させていただきました。

変わって一番気になるのは、出席率とか回答率といった所なんです、おかげさまでですね、事前にファックス送らせてもらった効果もあったせいかと思いますが、147通議決権行使書の方をお返しいただいております。また出席の方もですね、出席しますとご回答いただいた方が53名いらっしゃいまして、だいたい例年並みの出席の方がいらっしゃるということで二つ合わせますと約200名の方にご回答いただいたということで前年までの平均値をとってみても、かなり数字的にはアップしたかなということで

少しうれしく思っております。

また今年もですね重要な審議、まあ役員の選考方法ですとか本会役員の選考方法についてもまた新たに取り組むということで議案を提出させていただいておりますので、皆さんにも活発にご審議いただいて、いろんな意見をお出しいただいて、よりよいものを出していければという風に思っております。

本日はどうぞよろしく願いいたします。どうもご出席ありがとうございました。

ー 一同拍手 ー

【司会者】

本日は、愛媛県行政書士会会長矢野浩司様にご臨席いただいておりますので、ご挨拶を頂戴したいと思います。

矢野会長、よろしくお願ひします。

【矢野浩司会長】

どうも皆さんこんにちは。来賓と申しましてもわたくしも松山支部の会員ですので、どっちかという、こっちに座ってちゃんとこの後は皆さんと一緒に議論に加わってきたいなと思っているところでございます。

本日はこのように盛会に平成26年度愛媛県行政書士会松山支部の定時総会が開催されますことをお喜び申し上げます。平素は愛媛県行政書士会の活動に対して、愛媛県行政書士会の中核の支部としてですね、特にこの松山支部の皆さんにはですね、並々ならぬご協力を頂いております。本当にありがとうございます。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

さて、アベノミクス効果ということで若干景気の方も明るい兆しが見え始めているというような感もありますが、とはいえこの地方愛媛松山とかにおきましては、まだまだ実感するところには至っていないのではないのでしょうか。そういう中でアベノミクス三本の矢という中、成長戦略、三本目の矢、これはまさに政策の中の本丸であろうかと思ひます。今まで金融緩和とか財政出動というのは、ある種カンフル剤的なものであったんではないかと思ひんですが、この成長戦略がうまくいってこそ初めて日本の経済が立ち行くものになっていくのではないかなとそういう風に考へているわけですが、その成長戦略のいろいろなプログラムが見えていく中で、特に中小企業、小規模の企業のサポートということがいろんなことで打ち出されています。我々行政書士は官公署に提出する書類のほかで、会社の設立であったり、あるいは権利義務・事実証明に関する書類の作成ということで契約書等々の書類も含めてですね、幅広い書類作成を専門として、業務しているわけなんです、まさにこの成長戦略の中に今、経済産業省、中小企業庁がいろんなプログラムを出されている中、いわゆる助成金・補助金等がありますが、

これは本当は我々の専管業務であるはずなんです。もちろん一部官庁によつての独占的な他の士業が扱う助成金もありますが、経済的なものあるいはエネルギー政策によるものすべて我々の専管業務である手続であります。ところが、なかなか現実にはですね、そういったものの手続も十分になされていない。また普段、小規模・零細企業含めて我々は身近な法律家として相談相手として、サポートしているんですが、十分にその先の仕事にうまく、まだまだ広がっていないというのが現状ではないでしょうか。

そういった意味で昨年度からですね中小企業支援というような形で、昨年度、昨年度と言うか今年の初めですけど、知的資産経営WEEKシンポジウムとういことで開催をさせていただいたり、今後もそういった政策を本会の方では、もちろん、従来からの許認可業務も大事にしながら進めたいと考えておるんですが、どうか、そういった政策を進めていく中でですね、この中核支部たる松山支部の皆さんには、どんどん活躍頂ければと考えているところであります。わたくしは日行連の方で第一業務部長ということで、いわゆる許認可の大半の部分とそれからいわゆるさっきの中小企業支援という部分の統括責任的な立場でお仕事をさせていただきまして、中小企業庁とか経産省含めほかの省庁にしょっちゅう出向かせていただいているんですが、最新の情報を愛媛の方に役得で持ち込んでいきたいと思ひますし、またその中企庁とかで結構まだまだ十分に対応できていない行政書士の現状を置いといて、かなり、わたくし大風呂敷を広げておりますんで、このところが実際、行政書士の業務だということが胸を張って言えるような実績をどんどん皆さん頑張って作っていただければと思ひております。どうかひとつよろしくお願ひします。本日はどうもありがとうございました。

— 一同拍手 —

【司会者】

矢野会長ありがとうございます。

それでは、新入会員の紹介に移りたいと思ひます。木口理事よろしくお願ひします。

【木口理事】

お待たせしました。新入会員の紹介をさせていただきます。皆様、議案の末尾資料35ページをご覧ください。順次、お名前をご紹介させていただきます。本日ご出席の会員は恐れ入りますが、前の方に出てお並び下さい。

谷本光会員、潮祐二会員、田中雄士会員、高田昌資会員、土居繁会員、水野敦子会員、齋藤眞一会員、山本さちこ会員、盛川心輔会員、大淵博幸会員、小西光子会員、永易里香会員、矢野清一会員、田村健会員、宮内弘利会員、宮内崇好会員。

それでは、お一人ずつ自己紹介をお願いいたします。

【矢野清一会員】

矢野と申します。みなさん初めまして。何人かは知り合いの方もいらっしゃるんですけど、わたくし以前、松山市の農業委員会で農地転用をやっていた関係で、この中にも何人かは知っている方がいますんで、その関係で相談したら仲間に入りなさいよ、ということでご厄介になるような形になりました。どうぞよろしくお願いします。

— 一同拍手 —

【田村健会員】

田村健と申します。正真正銘のタムケンです。タレントのタムケンさんはたむらけんじと言って濁ります。私は濁りません健康の健です。

それはさておき、4年ほど前は公務員をしてました。そのおかげで今こうやって行政書士の資格を頂いて頑張ろうとしております。

特技は英会話と司会。田舎バンドをやっていた都合、プレイングテクニックはあまりよくないですけど、喋りは公務員をしていた関係でよく喋ります。おかげで色んな司会、友達同士の披露宴なんかの司会もやっております。

なんかご用命がありましたら、どこへでも駆けつけますのでひとつよろしく願いします。

お願いいたします。

— 一同拍手 —

【盛川心輔会員】

皆さんこんにちは。松山支部の盛川心輔と申します。

開業して半年ちょっとなので全然わからないことだらけなので、先輩方に色々許認可の勉強等ご指導仰ぐこともあると思うのでよろしく願いいたします。

— 一同拍手 —

【永易里香会員】

永易里香と申します。

2年ほど前まで福岡の福岡市役所で20年ほど仕事をしておりました。ただ、許認可の関係は一度もやったことがなくて、国際関係と福祉関係を主に仕事してまいりました。行政書士の仕事はもちろんまだまだ勉強することばかりです。

そのほかにも愛媛のこと松山のこと、特に愛媛のお酒のことを教えていただければ嬉しいなと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

— 一同拍手 —

【木口理事】

新入会員の皆様の、今後のご活躍を祈念して皆様、盛大な拍手をお願いします。

— 一同拍手 —

皆様自己紹介ありがとうございました。お席にお戻りください。

【司会者】

愛媛県行政書士会松山支部規則第13条第1項及び第2項により、“支部総会は支部個人会員をもって構成し、支部個人会員の3分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。この場合において、議決権を行使した支部個人会員は出席したものとみなす。”とあります。

本日現在議決権を有する支部個人会員数は269名であり、会議の定足数は90名以上であります。本日14時現在の出席会員数は49名です。議決権行使書を提出した会員数は147名で、有効な議決権行使書が132通、無効な議決権行使書が15通です。無効な議決権行使書の内訳を申し上げます。印鑑が押されていないもの、氏名欄が無記名なもの、氏名欄に支部長の名前を記入しているもの、また、この議決権行使書を集計した期日後に到着したものがあります。従いまして、出席者と出席とみなされる議決権行使書提出者を合わせた出席個人会員数181名であり、定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立していることをここにご報告いたします。

続きまして、議長の選任に移ります。

総会の議長は支部規則第19条第1項により、“支部総会において選任する。”とあります。議長の選任方法についていかが取り計らいましょうか。

— 会場より司会者一任との声が上がる —

ありがとうございます。司会者一任とのお声を頂きました。

それでは司会者より、能田雅雄会員を議長候補として提案させていただきます。ご異議ございませんでしょうか。

— 一同拍手 —

ありがとうございます。拍手多数をもって能田会員を議長に選任いたしました。
それでは能田会員議長、席にご登壇ください。
これより、議事進行は議長をお願いいたします。

【能田雅雄会員__議長】

皆さんこんにちは。高いところから失礼いたします。只今議長に推挙されました能田でございます。一言ごあいさつ申し上げます。今日ご参加の皆さんは、私よりはるかに経歴の長い方ばかりで、議長としての適任者ばかりだと考えておりますが、せっかくなのでご推挙でございますので、僭越ではございますがお受けいたしました。

会員の最高意思決定機関である、この総会の議長を仰せつかり、身の引き締まる思いでございます。この会を実りあるものにするためには、ご参加の皆様のご協力を頂いたうえで、議長としての任務を全うしたい。そんなふうを考えております。どうか最後までご協力いただきますようお願い申し上げます。

ところで、愛媛県行政書士会松山支部規則19条2項において、“議長は副議長1人を指名できる。”という風でございます。昨今女性会員非常に多く、たくさん増えていただいておりますので、昨年に続きまして、川添知子会員に副議長をお願いしたいと思います。川添先生には総会のスムーズな運営のため、議長の相談役として、ご協力をお願いしたいと思います。それでは川添先生、こちらの方にご登壇ください。よろしく申し上げます。

それでは、あと、引き続いて座って進めさせていただきます。

まず、定足数に関する報告でございますが、この総会成立につきまして、先ほど司会者から報告がございましたので、これを援用し省略させていただきます。

それから、議事の進行についてでございますが、何点か議長団としてご提案とお願いがございます。まず、議案についてでございますが、お配りしております議案書の1ページをお開きください。すでにお配りしてありますように、26年度定時総会議案書に書かれていますように、この1号議案、平成25年度事業報告、2号議案、決算報告それと監査報告、第3号議案、愛媛県行政書士会松山支部役員選任に関する規程の一部改正について、第4号議案、愛媛県行政書士会松山支部本会役員等候補者の選出に関する規程案について、第5号議案が26年度事業計画、第6号議案が予算案について、この6件が提案されてございます。

先ほど司会者からも報告がございましたが、この総会の日程は、会場の都合で午後5時までとなっております。この後すぐに議事の審議に入っていただきますが、5時5分ぐらい前に終了させていただきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

途中で1回休憩を見計らって取りたいと考えております。このような、基本的にお知らせのとおり順序で及び日程で進めさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょ

うか。

－ 一同拍手 －

では、ご了承いただいたものと判断させていただきます。

審議の内容について、でございますが、愛媛県行政書士会松山支部総会運営規程13条2項で、“議長はあらかじめ招集通知に示された順序に従い議題を付議する。”とあります。そこで、審議の内容については議題の付議を申し上げた上で、議案の趣旨説明をしていただきます。執行部に。その次に質疑応答、それから採決の順に進めていかないといけない、ということがこの第13条で決められているように思っております。

そこで、まず最初にですね、事業報告と決算報告ですね、1号議案、2号議案、それと合わせて監査報告を一括付議させていただきたいと思えます。質疑応答の後で、議長団として機が熟したと判断した段階で個別に採決させていただきます。

続いて第3号議案、“松山支部役員選任に関する規程の一部改正について”を付議し、審議し、採決をしていただきます。4号議案、“本会役員等候補者の選出に関する規程案について”を付議し、議案審議していただいて採決を行っていただきたいと思えます。

それから、事業計画と予算につきましては関連がございますので、5号議案、6号議案は一括付議し、質疑応答ののちに機が熟したところで個々に採決するというところで進めさせていただきたいと思えます。それから、休憩ですが現在のところ、4号議案採決後にとらせていただいたらと思えますので、トイレ等それまで我慢していただいたらと思えます。

以上のとおり、議長として、議事の進行をご提案させていただきます。お諮りします。今までのご説明のとおり、進行させていただいてよろしいでしょうか。

－ 会場より“はい”との声上がる －

ありがとうございます。

－ 一同拍手 －

それから、今日は議決権行使書の数の問題がございましたので、採決のカウントをしないといけないこともありますので、何人か総会事務局としてお手伝いして頂きます。理事の田之内貴志会員、同じく東悟会員、同じく入川信二会員、同じく木口雅貴会員にご協力いただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。それと、支部規則19条に支部総会の議事録について書いてますが、“議事録を作成し、議事録には議長と議事録署名人2名の署名が必要”と定められております。同条第3項で、“議事録署名人は議長が指名

する。“という風に決められておりますので、議事録署名人を指名させていただきます。お2人です。白石健治会員、和田修会員、よろしくお願いします。このお2人の方に議事録署名人となっていただきたいと思います。よろしくお願いします。お2人にご承認いただいたということで、進めさせていただきます。

発言でございますが、皆様からご発言頂きたいんですが、議事録作成の都合がございますので、まず挙手をして議長の許可を得た上で、この辺に2つマイクございます、質問席で、執行部は前の演台のところでの答弁席のマイクの前で姓名あるいは役職を名乗ったうえで、ご発言をお願いいたします。発言についてはまとめてお願いしたいと思います。なるべくたくさんの方々にご発言頂きたいと思っておりますので、趣旨説明は別にして、答弁を含め、基本的には2分以内をめどにお願いしたいと思います。2分経ちましたら、アラーム音を鳴らしていただくように手配しておりますので、それが鳴りましたらそろそろ終わりかなということで、まとめていただいたら、そんなふうに思いますので、よろしくお願いします。以上で発言等についてのご注意は終わりです。

それでは議案の審議に入りたいと思います。それでは第1号議案、第2号議案、監査報告を一括付議させていただきます。執行部及び監事さんから提案・説明をお願いします。

【山本大樹支部長】

それでは第1号議案、平成25年度事業報告について報告させていただきます。細かい部分につきましては、事前にお配りしておりますので、ところどころ省略させていただきます。

- － 議案書の3ページから6ページ「第1号議案、平成25年度事業報告」の内容を説明した。 －

【議長】

続いて、「第2号議案、平成25年度決算報告」よろしくお願いします。

【宮川晶子理事】

皆様こんにちは、会計担当理事の宮川です。では私から第2号議案についてご説明します。

- － 議案書の7ページから13ページ「第2号議案、平成25年度決算報告」の内容を説明した。 －

【議長】

ありがとうございました。

続きまして、監事さんから監査報告の結果をお願いします。

【瀬川監事】

去る4月5日、県の事務局において通帳、証拠その他の書類等を監査させていただきました。

監査報告を申し上げます。

監査報告書、愛媛県行政書士会松山支部の平成25年度における収支並びに財産の状況を監査いたしました。平成25年度収支決算について、監査の結果、証拠その他の書類等は適正に処理されていることを認め、ここに報告いたします。

以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。

以上で、執行部による第1号議案、第2号議案の趣旨説明、それから、監事さんによります監査結果の報告が終わりました。

ここでまず、質疑応答に入りたいんですが、まず質問がある方から優先しておきたいんですが、質問がある方おいでますでしょうか。

【宮川康会員】

宮川康でございます。

17年に入会して以来、行政書士会は独自性発揮に専心躍起になっておられますが、敬意を表しております。それで、財政についての質問でございますが、まず、7ページ、8ページ、9ページ、小学校の算数で習いましたのは、左から右へ算式を並べていきます。それから、税理士は53年やっておりまして、瀬川さんも40年やってるかな。税務関係が専門でございますが、比較するときには、何に対して何を比較するかで計算いたします。そうすると、三角がついとったらマイナスと理解するんですが、マイナス8千円はこう拝見いたしますと、決算額に対して、8千円引きますというのが予算額、これは、到達点でございますから、どういたしますかな。努力して、収入が上がったと言ふんじゃったら、この比較形式はあまりよくないんじゃないかと思えますね。ずーっと収入がないもんね。収入合計はマイナス62,333円というんですが、高くても年間予算より増えとる。これはプラスとするしつけるべきじゃないでしょうか。

続いて8ページ、これもそうですね。説明聴きよったら報奨費10万円。ただの人に頑張っていたいたけん、いらなんだ。儉約してプラスになったんですね。とそこら辺どうやったらええんでしょうか。収入のしるしと整合性持たんといかん。

－ 制限時間の2分が経過 －

【議長】

ありがとうございました。

それでは、執行部よろしく申し上げます。

【宮川晶子理事】

会計担当理事の宮川です。

では、今のご質問にお答えさせていただきます。公益法人に関する会計の在り方が、このようになっておりました、確かに会計を専門にやっていたりしますと、今のご質問のような疑問点が出るんですが、この三角の意味はですね、予算に対して増えていた場合に三角の記号を付ける、という風にご認識いただければと思います。なので、予算に対して決算が少なかったらプラス表示になりますので、ご承知いただけたらと思います。以上でございます。

【議長】

この点については、そういうことで、ご回答いただけたと思います。ほかにございますでしょうか。後ろの方で挙手されてたと思うんですが、よろしいですか。質問以外ご意見でも結構でございますので、どうぞ、ある方はよろしく申し上げます。

【和田修会員】

和田です。直接には議案に関してかどうかわからんですけど、定時総会は毎回議事録を作成されと思うんですけど、これ毎回一言一句作成する感じで、作成された方やったらわかると思うんですけど、これすこぶる大変なんです。これ今年も一言一句とって、議事録作成されるお考えなんか、それとも、県みたいに外注に出したりとかですね、普通の理事会みたいに要約で作成されるおつもりなんか支部長のご見解等をお伺いできればと思いますが。

【山本大樹支部長】

支部長の山本です。25年度議事録作成の和田さん、ご苦勞様でした。この件につきましては、理事会の方でもいろいろ議論がございまして、要約方式をとるか、又は外注に出すか、ということももちろん意見として、上がってまいりました。

結論から言いますと、今までと同じように一言一句、雑談等は省きますが、ケバをとる、というような形で拾っていき、という風な感じに落ち着いております。ただ、やはり大変な作業というのは重々承知しておりますので、不足かとは思いますが、その分日当については、ちょっと今回上げさせていただいております。また予算の時にそれ説

明させてもらったと思います。
以上です。

【議長】

よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

【山岡泰三会員】

山岡です。決算でだいたい今ザッと調べてみたら、人件費関係かなあという風に、総事業費に対して???を見てみたんですが、だいたい35%から38%くらいに収まるのかなあという感じなんで、だいたい人件費等についての収支バランスの中で見るとそこそこ適正なのかなあ、というか適正というのもおかしいんですけど、ただ見てみますと昨年活動の中でですね、会員に対する活動関係で支部広報関係が1回だけ支部だよりがあるという風なことですね、非常に会員に対しての情報提供とかいろんな面が研修は別としてですね、あるんでもうちょっと予算を思い切って、事業費活動をちょっと拡大拡張ご検討いただくわけにはいかないかなあ、という風にちょっと感じたもんですから、ご意見とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。

【山本大樹支部長】

支部長の山本です。貴重なご意見誠にありがとうございます。やはり、PR活動についてはですね、我々も、もう少し積極的に動いていこうかなあということも考えております。

で、また事業計画の方になってしまうんですが、今年はですね、昨年だったかな、皆さんに一度メールマガジンの会員募集ということで、文書の方発送させていただいておりますが、そういった所からですね、もう少しみんなが密に集まれるような研修会等を開催していこうというようなことも考えたりしております。また、支部だよりについてもですね、もう少し発行回数についてはですね、これから理事会の中でいろいろ議論して、もっとより良いものを皆さんにお届けできるように頑張っていきますので、よろしくをお願いします。

【議長】

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

【荻山英司会員】

荻山です。よろしくお願いします。資料の8ページの広告宣伝費、広報費の中の③の広告宣伝費が支部PRのための広告費として、2,280円となっているんですけど、これご説明があったのかもしれませんが、みんなの生活展でのパネル展示とかチラシを作製したとかがあるんですけど、2,280円でチラシなりなんなりが作成されたのか、具体的に何に使われたのだけ教えてください。ちょっと安いものですからどういったことされたのか。

【議長】

説明あったかと思うんですが、再度お願いします。

【宮川晶子理事】

経理担当理事の宮川です。お答えします。この広告宣伝費の2,280円は松前町の相談会の時に机の上の受付にこのぐらいのちっちゃい三角のポップを置いて、行政書士会松山支部というポップを置いているんですが、それがなかったんで、それを作らせていただきました。

で、印刷関係のものは事務管理費9ページの事務管理費の印刷製本費のところに戻っております。122,753円の方に戻っておりますので、よろしくお願いします。

【議長】

よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。無いですね。それではご意見も出尽くしたように思いますので、質疑を打ち切ります。

挙手による採決をします。今日支部長から説明していただいたと思うんですが、議決権行使書というのが今年から新たに導入されておまして、計算に時間がかかりますので、各議案ごとに採決、カウントさせていただきます。よろしくご協力ください。

最初に棄権、次に反対、で賛成この順序で私の方から呼びかけますので、カウントするまで挙手をお願いします。

それでは、第1号議案、25年度事業報告について採決を行います。総会事務局の方計算をお願いします。で、司会まで報告をお願いします。

まず棄権の方挙手をお願いします。無いですね、ゼロですね。反対の方挙手をお願いします。ゼロですね。賛成の方挙手をお願いします。はい、全会一致ということで、よろしいですね。ありがとうございます。手を下していただいて結構です。ちょっと集計までに時間がかかりますので、よろしくお願いします。

それではご報告します。記録に残さないといけませんので、正確に数えていただきました。結果につきましては会場での議決権総数50、棄権0、反対0、賛成50でございます。議決権行使書につきましては議決権総数132、棄権が5、反対が0、賛成が127ということで、賛成が177、ということになりました。

本件に関しましては、過半数で可決ということになっておりますので、賛成多数ということで、平成25年度事業報告につきましては原案通り承認可決されましたので、ご報告します。以上です。

それでは続きまして、第2号議案の採決に移りたいと思います。同じく平成25年度決算について採決を行います。申し訳ないですが、また、総会事務局の方よろしく願います。

同じように、棄権、反対、賛成の順でお諮りいたします。平成25年度決算報告、第2号議案につきまして、棄権の方挙手をお願いします。いませんね。ゼロです。反対の方挙手をお願いします。同じくゼロです。賛成の方挙手をお願いします。先ほど数えさせていただきましたので、50で確定させていただきます。

2号議案についての結果をご報告申し上げます。賛成、1号議案と同じく合計177ということで、賛成多数によって、第2号議案、平成25年度決算報告については原案通り承認可決されました。ありがとうございました。

それでは、議事を再開いたします。第3号議案につきまして、愛媛県行政書士会松山支部役員選任に関する規程の一部改正、これを付議します。執行部、提案・説明をよろしく願います。

【山本大樹支部長】

支部長の山本です。それでは愛媛県行政書士会松山支部役員選任に関する規程の一部改正についてご提案をさせていただきます。

- － 議案書の15～24ページ「第3号議案、愛媛県行政書士会松山支部役員選任に関する規程の一部改正について」の内容を説明した。－

【議長】

ありがとうございました。それでは執行部による議案の趣旨説明は終わりました。質疑応答に移りたいと思います。

まず質問のある方、先にお願ひしたいと思いますが、ございますでしょうか。

【山岡泰三会員】

山岡です。今、説明受けて一番肝心な法改正のですね、趣旨たる郵便投票というようなことを言われて、非情にいい試みかなとは思いますが、ただ大事なことをこの19ページの第12条の第3項ですかね、“郵便投票の実施に関する事項は、別に定める。”としてですね、一番肝心なこの郵便選挙の方法についてが、別表も何も示されていないように思うんですよ。具体的に。これじゃあ、お題目だけ唱えて中身が全然どんなものができるのか訳わからない。ということになって、ちょっとこれでは審議のしようがないな

というような感じがするんですが、この辺りはどういう風にお考えでしょうか。

【山本大樹支部長】

支部長の山本です。まず郵便投票の実施に関する事項、これについてはこの規程が通った後にですね、細則等で検討に入るという風なことにはしております。と言ってもその中身っていうのがどういう風に考えているのか、という所もお知りになりたいと思いますので、私が今考えている範囲内でございますが、ちょっと説明させて頂いたらと思います。

まず郵便投票、これについては皆さんに投票用紙をお配りして偽造防止策とかそういった所も理事会の中でいろいろ議論はしていくんですが、それを事前に皆さんにお配りして専用の返信用封筒で返していただいて、最終的に選挙管理委員会と立会人の元でその場で開封して集計するというような形をとります。

後については今まで支部の選挙の中でやった方法をとるんですが、投票の方法についてはそういう風な形でやっていこうという風に考えております。

以上です。

【議長】

よろしいでしょうか。ほかにご質問またご意見も含めて結構でございます。ありましたら、挙手をお願いします。

【門田良公会員】

門田です。今山岡会員が指摘されたことはごもっともなことだと思うんです。この12条の郵便投票の場合、この郵便投票をした者が正しいというか正式に正当に返送されてきたものであるというのを特定する方法はどのようにお考えですか。

もし特定する方法が、例えば職印をつくとかいう形でしたら投票内容がすべて、誰が誰に投票したかというのがすべて明らかになってしまいますね。例えば投票番号を270人おるなら1から270番までの数字を仮に発送した場合ですねその番号が誰に発送されたのかというのわかりますね。

これは記名投票というべき性質のものだと思うんですが、どのようにお考えですか。

【議長】

執行部どうぞ。

【山本大樹支部長】

支部長の山本です。まず投票用紙とか投票用封筒、これで個人を特定するような方法をとるといような考えはございません。用紙につきましては選挙管理委員のハンコを

押しいただいたものを各会員さんに郵送する。返信用封筒についても専用の物を用いるという所までです。

それ以上で例えば投票用紙を偽造するですとか、投票用封筒を偽造するですとかいう所までは、正直想定しておりません。そこまで悪い人はこの行政書士会松山支部にはいないという風に信じております。

以上です。

【議長】

よろしいでしょうか。

【野崎正寛会員】

松山支部、野崎です。関連質問なんですけども、この郵便投票に全面的に移行するというので、この改正趣旨を読みますと、投票率の低下ということをおっしゃってますが、期日前投票はあって当日直接選挙もあるという中で、この郵便投票に移行する前にもう少し啓蒙したり、投票率をアップするためのいろんな方法があったんじゃないかなと感じています。

それから先ほど来から各先生方がご指摘の通りこの議案を上程するのであれば、その取扱いの細則についても同時にこういう取り扱いをするんです、ということで提示して審議するということが適切ではないかと思います。

今の支部長の説明ですとまったくどういう方法でどういう風な保管方法で誰がどのようにされるのか、その投票が随時着くと思うんですけどもそれは会館なのか支部長宅なのか全くわかりません。

そういった所で審議のしようがないというのが私の感想です。以上です。

【議長】

執行部どうぞ。

【山本大樹支部長】

支部長の山本です。確かに野崎会員のおっしゃることはごもっともなことだと思います。当然の考え方なんですけど、例えば返信用封筒、これは料金後納でやるという風に予定はしておりますが、これを支部長の事務所に返送するなどということは全く想定しておりませんので、その点についてはご心配頂かなくても大丈夫かなという風に思っております。

あとは通常を考えますと事務局の方に返送してもらおうという風な形になるんですけど、これは事務局の方で保管をお願いするという風にしか申し上げることができません。例えば貸金庫を作るとかそういったお金のかかる方法もあろうかと思いますが、そこまで

の予算をかけるという風には今のところ想定はしておりません。

で確かに細則等については、これを一緒に出すというご意見もあろうかと思いますが、これにつきましては今のところ皆さんにお示しすることができませんので、今後理事会の方で審議を進めていくようになるんですが、できるだけ早い内に、こちらの方も理事会の方で決定をして皆様にお示しを頂いて、その時にまた意見があれば、もう1年しかありませんが、より良いものを皆さんが納得頂けるものをこれから執行部一同一丸となって議論したうえで決めていきたいという風に思っております。

以上です。

【議長】

よろしいでしょうか。

【山岡泰三会員】

再度、山岡です。このままで議決でどうのこうの言う、そうすると郵送方法については執行部一任みたいな格好になってしまうんですね。ちょっと私としては付議事項付けてですね原案でこの改正案は、まあしょうがないですから総会ですから通すとしてもですけど条件付きで例えば郵送方法についてはですね何らかの、後日会員にオープンにした形で情報開示しながら定めていくとか、なんか執行部のですねそのあたり執行担当をですね検討していただいて、それで議決修正、修正まではちょっと至らないと思うんですが付議事項を添付して決議でもしないと、ちょっと中身でいいか悪いと言われても、じゃあ100パーセントいいですという話にもならないとは思うんですよね。

そのあたりちょっと合わせて検討してご意見聞かせていただけたらと思います。

【議長】

ちょっと時間足らなくてよろしいですか。もうその答えは用意してますか。執行部で協議しなくてよろしいですか。ちょっと時間下さい。

それでは執行部お願いします。

【山本大樹支部長】

支部長の山本です。山岡会員の心配もごもっともだと思います。で、案につきましてはこれから作成するという事は先ほどもお示した通りなんですが、できるだけ早い、できた状態です、一度ホームページの方にもアップするというような形をとってなるべく皆様に情報が行き渡るような形で今後の執行部の議論を進めていきたいという風にはここでお約束させて頂いたらと思います。ですのホームページ、文書発送ですとちょっとお金がかかりますんで、そこら辺はご勘弁いただいでですね、例えば採決前とかそういう所であれば出してもいいんですけど、できる限り途中の案についても皆様の

目に触れるような形を取りながら進めていきたいと思っておりますので、また今後支部のホームページの方もいろいろご覧いただけたらという風に思います。

以上です。

【議長】

山岡先生、よろしいでしょうか。

【山本大樹支部長】

支部長の山本です。また皆様にメールマガジンの方もありますので、これは送信専用にはなっておりますが、こちらからの情報発信専用にはなっておりますが、これで我々送っているメールアドレスには返信が可能ですので、もし何かご意見あればこちらの方にも、どしどし送っていただけたらと思います。

以上です。

【議長】

今のご質問に対しての措置ですが、反対意見でもないし修正意見でもない、というまあ附帯決議的な内容にはなるかと思いますが、山岡先生や野崎先生なんかのご意見を踏まえた形での、執行部として理事会で決定し、決定する前にそれをあらかじめ公にしていくということをお約束していただいたということで、議事録に記載して残すという風なことでよろしいでしょうか。

【宮内大介会員】

宮内です。議論は進んでるんですが今日の採決方法によるとすでに議決表明の書類があると思うんですね、これがかなりありますんでここで何を言おうが通ってしまう可能性が非常に強いじゃないですか、これはまああくまで憶測ですけど、で今回たまたま知り合いの方から委任状の件でいうことで相談を受けたんですが今回委任状無い訳ですね、でこういう議決表明されるということはそれなりのことがあったんですがこれを単に理事会だけで決めて、本来こういうことは総会で決めるべき事案じゃないかという意見もございました。

だからここで何を言おうとたぶんそれは（聞き取り不能）議事録には残るけどもここで我々が全員反対しても、たぶん通るんだと思います。それからいいか悪いか別としてですね、今回こういう決め方をするのはおかしいという気がします。以上です。

【議長】

ありがとうございました。執行部よろしいでしょうか。

【山本大樹支部長】

支部長の山本です。確かに最初から勝負が決まっているという風にとらえられても仕方のないことなのかなと思いますが、これは委任状であってもこれまで毎年毎年問題となってきましたが委任状であってもほとんどが支部長委任ということで支部長が手を挙げればそれで終わってしまうと、ただその委任状というのは消極的な意思表示であってすべてを支部長に任してしまう、誰かに任してしまう、それから一步踏み込んで皆さんにそれぞれ議案書を見ていただいてその中で自分の意思表示をしていただくということで昨年の支部総会の中で皆さんに支部規則改正というのをご承認いただいたという風に思っております。

どういう方法を取ろうとしてもそこには何か問題が出てくるのではないかと思います。これも今後いろいろご意見を頂きまして、またどういう方法がいいのかというのは常に議論はしていきたいと思っております。皆さんがご心配するようにこれまでも選挙の規程というのは総会の中で大まかなところ根幹のところは決めていくけど細則についてはこれまでも理事会の方で委任をしていただいた形でやっておりますので今回もそういう形はとらせていただきたいんですが先ほども申しましたように情報開示については今まで以上に積極的にやっていきたいと思っておりますのでその点についてはご理解お願いいたします。

以上です。

【議長】

よろしいでしょうか。執行部の回答としてはそういうことで。

【門田良公会員】

門田です。先ほど宮内会員が言われたことに関連しますけど支部総会運営規程というのが同封されてきましたのでそれを読まさせていただきました。その中で採決、第17条採決の所なんですけど第5項について、“修正案の採決においては、書面又は電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取り扱う。”という項目がございますね。

この項目が今回適用されると思うんですけどそうしたら127票あまりの賛成票があるということはこの総会で一切議論は必要ないということに繋がってくると思います。議長が就任の時に言われました。“総会は最高の議決機関である。”という風に申されたと思います。この最高の議決機関が書面による事前の賛否を問うたことによってですね、この総会に出席する意味が無くなってきた。この賛否の丸あるいはペケについてですね何の対案あるいは深い認識、深い理解もなく賛成あるいは反対に丸を付けて送っておられる方も多数おいでるのではなかろうかと思っております。

そういうことから考えてですね、こういう総会の必要性を否定されるようなやり方は本来間違いではなかろうかと私は思います。

【山本大樹支部長】

支部長の山本です。確かにこの17条ですね、そういうことになっております。我々がこの議決権行使書を入れようとまず考えましたのは本会の規程っていうのが、そもそも議決権行使書面による議決権行使と委任状両方が使えるという規程、それに対しまして松山支部は委任状しか使えないという規程になっておりました。委任状というのはどちらかというとな消極的な意思表示でございます。これも委任状も同じことかと思うんですが、中身もよく見ずに丸だけ書いて支部長の名前だけ書いて出してくる。そういった所が問題になって、ここ何年かそれはおかしいんじゃないかという議論がこの総会でもなされてきました。

それに対して我々が一步踏み込んだ形でせめて一つ一つの議案について何らかの意思表示をしていただきたいと、こうやって一つ一つの議案を書いて、そこに丸を付けていく方法を見れば議案書の中身も読んでもらえるのではないかという風に考えて議決権行使書という形をとらせていただいたという風に考えております。

ですので、総会の場合を軽視するとかそういった考えは毛頭ございません。その議決権行使書というのを出していただくという風になると、それが実際に出てきたときにどうなるかということも考えなければならぬ。議決権行使と一人一人が一つの議案についてその意思表示をきちんと明確に表していただいとすることは、それはあくまでもその方はその原案を見た。そのままでございますから原案の修正についてはその方は意思表示はされていない。ということから考えますとやはりこういう風な規程を入れなければならないのかなという風に思います。

ですので、逆にもし本会で認められている議決権行使が出ていた時にどうなるのかなという心配もちょっとはおるんですが、ちょっとそれは余談ですが、そういうことでこういう形をとっておりますので決して総会の場合を軽視しているという風には考えておりませんので、その点だけのご理解いただいたらと思います。

以上です。

【議長】

はいほかに。

【岡田和雄会員】

岡田和雄です。いつも最後の方に物言いますけども、委任状の取扱なんですけどね、執行部は賛成票に加えるということなんです、それから書面決議も丸は賛成に加えるということでした。

さっき門田さんと宮内さんが言われたような結果になりますよね、そしたら執行部の自由になりますよね、何でもできますね、今支部長の発言そうですよ。じゃあ、私ら何のために来たんですか。

それともう一つ法的にですね、委任状それから書面決議のね、正当性をどういう風にして証明するんですか。執行部は利害関係人ですよ。そうでしょ。提案したものに自分が賛成するのはおかしいと思いませんか。ずーっと私は言うて来てるんです。そうでしょ民法的に考えて委任状の提出・・・

【議長】

岡田先生ね、その委任状のお話はちょっとここでは・・・

【岡田和雄会員】

書面決議でもそれが正当なものかどうかわからないからね、こんなので決議して執行されたらこれは法律違反ですよ。取り下げるべきだと思います。

以上です。

【議長】

はいありがとうございました。執行部よろしいですか。

【山本大樹支部長】

支部長の山本です。委任状につきましては今回はございませんので、執行部が自分に来た委任に手を挙げるということは今回はないと、で皆さん一人一人がこれは議案書を見てそれぞれに意思表示をしていただいたものということで、この議決権行使という考え方については法律違反でもないという風には私は思っております。

岡田会員が心配されておられるのはそれをどうやって確認したのかという担保についてですが、これは正直、松山支部270人はいましてもなかなか予算もなければなかなかそういう組織を作るという所に予算を充てるだけの余裕もございませんので、正直執行部の方で集計はさせていただいております。

今日はすべてお持ちしておりますので中をご覧いただきたいのであれば、それは見ていただいても構わないという風に思っております。本人確認としましては一応今回は職印を押していただく、あと自署をしていただくという風なことでそれで担保はしております。決して我々が改ざんしたりですとかそういったことはございませんので、その点だけは信用していただくしかないかなと思います。

以上です。

【岡田和雄会員】

いやね、法律でですね、民法で書面決議が正しいかどうかというのをどうして証明できるんですかと言ってるんです。できないでしょうがそれは、(聞き取り不能) 錯誤というのがあるんですよ。法律家としてどう思いますか。よく考えてください。

【議長】

今のは先ほどお答えしたように有効であると、書面が今は無効じゃないかと、無効のようなことがありうる、それをどうやって証明するのかというご質問だと思うんですが。

【山本大樹支部長】

まずどうやって証明するかと言われますと、これはご本人が書いたものという風に推測するしかないと思います。それをどうやって判別するかということになりますとですね、それこそ実印と印鑑証明というなこともならないのかなあと。

ただ我々としましてはそこまで皆さんを疑いたくはないですし、通常の会社の定時総会とか臨時総会等であってもそこまでのことは求めてないという風に理解しております。これは本当にそれを信用していただくしかないですし、もし信用していただければどうしようもないかなあとちょっとお答えに窮してしまうんですが、いずれにしましても書面決議という方法につきましては、去年は委任状という形でございましたけど、この総会の場で一応決議をさせていただいておりますので、この進め方で今後はやらせて頂けたらと考えております。

お答えになってないかもしれませんが、以上です。

【宮内大介会員】

宮内です。以前と違って最近は少しは皆さん、まともなことになってきよるかな、という期待があるんですが、やっぱり考えるとですね、こういう風に規則とか規程とかを作りすぎる気がするんですよ。作ればどうしてもどこかに欠陥とかなんかあるわけですよ。

そこまでしないとできない会なのか、もっとシンプルに、誰か言ったように本来はやっぱりここへもっと人を集める工夫をしなくてはだめ、そういうことをやっぱり先にせないかん。

こういうのをいっぱい作ってもですね、必ずどこかに欠陥が出ます。もうちょっとシンプルに考えてやって頂いた方が、我々は常識のある人間だと思っておりますので、信用してます。そこら辺をもうちょっと信用してもらってですね、それよりはもっと違う方向で、やっぱり人の集まるような魅力のある会になるような方向を探っていただいた方がいいと思います。

【議長】

ありがとうございました。これは総会の招集の在り方について執行部にお願いという
かご意見を持ち上げたということになるんじゃないかなと思いますが、ご返答はいいで
すか。

【山本大樹支部長】

貴重なご意見ありがとうございます。私共ももう一度そこら辺真摯に考えて、決して
今までもやっていないという風には考えてないんですが、結果として毎年来ていただく
方がだいたい50名前後で推移しているという現実がございます。

そこら辺のことも考えて、今後どうしたら皆さんに集まっていただけるような魅力的
な支部総会になるのか、執行部一同考えていきたいと思っておりますので、また皆さんも貴重
なご意見をどしどし送っていただけたらと思っております。

よろしく申し上げます。

【小池経子会員】

松山支部の小池経子と申します。ちょっとね、もうちょっと和気あいあいとした、隅々
をつつくようなことじゃなくて、なんか郵便でも聞きよると郵便です。それは郵便代
がもったいないですから、ちょっともう一回みんなが出て和気あいあいとするような会
があったらいいなと思っております。

ちょっとすいません。的外れなことばかり申し上げます。あまり法律に詳しくなくて
すみません。

【議長】

ちょっと質問の趣旨が、ご発言の趣旨がはっきりしないんですが。

【小池経子会員】

質問ではありません。ただそのようなことをちらっと思っておりますので、どれほどあの郵
便でなんかするとかおっしゃられることが、ちょっとおよろしかったら、郵便代ももっ
たいないですし、手間賃も大変、何と言っても支部の役員の方々にはボランティアと言う
か本当に大変なことだと思っております。

私はそれを本当にすごくその方面をちょっとなんか訳の分からないことを申し上げて
おります。初めから申し上げておりましたでしょ。訳が分かりません。失礼いたしました。

【議長】

ありがとうございました。

【荻山英司会員】

すいません荻山です。最初の山岡さんの質問はですね、ここの改正するにあたっての細かいやり方、郵便投票そのものに別に反対いうんじゃないくて、やり方を説明せいと、いうことで19ページの第12条の3項に、“郵便投票の実施に関する事項は別に定める。”と書いているわけですから、当然執行部のみなさん別に定めとるんやったらそこにあるでしょ。コンピュータの中に打ち出せばあるでしょ。それ決めた上でここでやりよるべきやったら、それで定めとるものをここでプリントアウトするなり何なりしてですね、ここにおる者に見せていただいて、それを付けて例えば修正議案にするとした場合にですね、その時には今度修正については議決権行使書は修正された議案については反対したものにみなすとか、棄権したものにみなすとか規定が出てくるので、さてこれを修正議案として取り上げた場合に僕だけが全員が修正議案に賛成したときに50票で賛成したがあとはどうなるのかというようなことまで含めて色々また問題点が出てくると思うんですよ。

私としては郵便投票にすることについての色々なチャレンジの精神は全然反対するものではございません。色々なこと改革して行って色々試してみる。実際にやってみたら色々な所不具合が出てきます。それについてやること自体反対ではないんですけど説明の仕方が確かに言われているように、別に定めとることも一緒に教えてくれというのがたぶんここにおる人のご意見ではないかと思うんですが、それを出すことはできないですか。

ぼつぼつと説明の中では印鑑については押します。郵送の返送先については事務局にします。というような回答は支部長からありましたけど、そうやって回答が出るゆうことは、定めとるんですよ。既に紙で。紙もしくはパソコンの中で。この場この場で質問に応じて振られよんかどうかいいうのもちょっと見てですね、これから決めるのにだいたい日の方もあるのかそこも含めてちょっと教えてください。

【山本大樹支部長】

支部長の山本です。これまだ体系的に文書にしたものはございません。私がこうしたいという思いの中で話ただけのことでございまして、先ほども述べましたとおり、情報開示については積極的にやっていきますので、その点も併せてご承認いただけたらと思います。

【上杉嘉一会員】

上杉です。私も郵便投票にはどっちか言うたら賛成の男なんですけどね、ただ今の19ページ第12条の3ですねやっぱこれは別に定める、まあ今までも山本支部長の場合には、先ほど言いましたように今までもありますけどやっぱり大事な役員を決める基本の選挙ですからね、だから別に定めるいう文言じゃなしにやっぱここで皆さんに示す

と、あの現に議案書を置くときにもこれをやっぱり決めておくべきやったと思うんですよ。この欄をね。

私はあのできるだけ控えて言わずにおこうと思っただけなんですけどね、やっぱり選挙に対する不正、不安感、実はこういう問題であの内部告発を私受けたことがあるんですよ。だから、不正はないと思いたいですけどあり得るかなと。そういう考えはあるんで、やはり細かくね信頼性を担保するような方法は取るべきだし、こういうところにもきちっと入れるべきやったと思います。

【荻山英司会員】

荻山です。これでいつまでも言いよっても終わらないし、次の山もあるでしょうから、ここです、さっき私が言った、別途定めると言ったものを今日は無理でもですね早急に執行部に作って頂いて、この本案とプラス別紙なり別の規則ですかね、当然私も改正規則検討委員会の中でやった時もちゃんと本条の中の条文変えて、そこに別紙があれば別紙の内容までちゃんと考える。ほかの関連規則まで全部考えた上で検討委員会は協議して理事会に諮るということを本会でやってきてます。

やっぱり支部についてもですね、ここの規則、ここだけいろて、承認もろてからこの別途定めようというんじゃなくて、セットでこれを決めてもろたら、この別紙が発動されるんですよいうとこまでちゃんと示してもらわんと、私らやっぱり分からないわけですから、それを作った文書を一緒にして後日でも構いませんよ。書面決議でもかまんのじゃないんですか。それはどうするかはこの場で決めていただいて、臨時総会とまでは言いませんから、何らかで後日、今期決めないかんのやったら決めるような手段をする。来期に持ち越して次の次の執行部の選挙までは原案、今の現状でやっていくのなら廃案にして、次の総会にかける。そんなことはまた考えていただいて、皆さんの意見をまとめていただいて次の議案に行かんと5時までに終わらんとします。どうでしょうか。

【山本大樹支部長】

支部長の山本です。この細則につきましては、6月に一応我々の方も理事会を予定しております、そこでは出せるようにという風に、今、成文化の作業は進めておりますので、そのタイミングで、できれば皆さんにも何らかの形でお示しをしたいという風には思っております。

おそらく支部のホームページへのアップロードぐらいが適当ではないかなと、あとメンバーリスト、メールマガジン等での啓発になろうかと思いますが、そういった形で先ほどから同じ答弁になるんですが、情報開示を積極的にしながら進めていきますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

【会員名不明（名乗らなかったため）】

いろいろ議論があって、まあいろいろあの書面、投票の仕方とかいろんな一つのパドックス、ハズみたいになってしまうんですね。会員さんの便宜を図れば図るほど書面で全て、総会に出席する意義が無くなるという非常に矛盾した現実が出てくるんですけど、ただこの中で書面決議の方法もあるんですが、ただあの重要案件事項というのがありますね。財産処分であるとかいろいろ。

ここで私もちょっと今読んでたんですが、支部規則の制定とか改廃というのは重要案件ということになって、これは書面決議によることはできないんですね。これは支部総会に出席した幹事さんの3分の2以上の賛成で議決されるものであって、もしこれがですね、この規則等に該当するものであるということであれば、これは重要案件事項じゃないか、議決権の事項じゃないかということになると、書面決議の件数は全くない、単なる出席の委任状の出席の総会成立要件にはなるけども採決権は無い、ということになるんですね。

ですから、もし、私も今ちょっと読んでこれが規則、支部規則そのものを指して個別に言うのか、それともあらゆる規則そのものの支部規則という表現で定めているのか、ちょっとその辺りはっきりしないんですが、私の大方の考え方は支部として定める規則は支部規則というような表現で総称として丸められるのではないかと、そうすると、今回のこの選挙とかいろんな役員選任とかいろんな諸規程、諸規則、それは支部規則というような表現にまとめられる。

そうするとこの改廃定となると重要案件事項、そうすると、支部規則のですね、総会の要件の中の重要案件事項で支部総会出席会員の3分の2以上ということですから、3分の2以上の賛成で議決が決められる。そういうことになろうかと思いますが、それも併せてですね、今の問題、議案を提出するときにはですね、やはり中身まできちっと整備してですね、字づらだけ合わせて出すという発想はやめてですね、もう少し研究して上程していただけるようにお願いします。

以上です。

【議長】

ちょっともうひとかた、後ろの方で。どうぞ。

【野崎正寛会員】

野崎です。総会運営規程の関連質問で最後にいたします。不毛な総会にならないためにも執行部の解釈を教えてください。解釈の齟齬があつてはいけませんので。まず、総会運営規程第2条第1項第5号イ、ロ、ハという事項がございます。

まずロ、“書面による議決権の行使については議決権行使書を開催日の5日前までに提出すべき旨”これについては消印は有効か無効かどうかまず1点ですね。次にハ、“電磁的方法による議決権の行使について”具体的な電磁的方法による議決権の行使とは具体

的な方法を教えてください。

そして16条の動議の規定なんですけども、松山支部の規程には動議につきましては総会の議事進行に関してのみ動議を提出することができると規定されております。逆に言えば、総会の議事進行に関して以外は動議を提出できないという解釈になろうかと思えます。

そうなれば、先ほど来から岡田会員もご指摘のとおり、ここに来ていらっしゃる50名の方がこれは修正した方がいいよと修正動議をただすことができないということは、もうあらかじめどれだけ議論を尽くしたとしても採決で原案どおりというのが想定されます。

その辺りをどう考えていらっしゃるのかやってください。

最後に、議長選任につきまして、これも重要な案件だと思いますけども、これも議決権行使書の中には記載されていませんので、議長選任の在り方等々も含めて見解を教えてください。よろしくお願いします。

【議長】

執行部よろしいですか。

【山本大樹支部長】

支部長の山本です。直接この議案とは関係ないかとは思いますが、まず支部規則につきましては昨年の総会で決定した事項でございますので、これについては、ここに書いてあるとおりという風にしかご回答しようがないと思います。

総会運営規程の第2条第1項5号のロ、ハですね、“5日前までに提出すべき旨”、これはですね皆さんにお配りしたように議決権行使書の中に“必着”という風な記載をさせていただいております、その記載をもって必着が有効であるという風にこれは理事会で決議をしております。以上です。

【議長】

ついでに、ですから、議決権行使書の有効無効の判断についてロのところの消印はどうなのかという質問があったので、それは駄目です。ということですか。

【山本大樹支部長】

駄目です。

【議長】

必着ということなので、消印は駄目。それから“電磁的方法について”ということについては、今回はそういう方法等はとらないということですか。そこもちょっと。

【山本大樹支部長】

これにつきましても、理事会の中で今回については電磁的方法はとらないということを議決したうえで、今回の総会のご案内をさせていただいております。以上です。

【議長】

それともう一つ、16条と関連して今回の第3号に関して議事進行の動議しか出せなくて、それ以外のものは出せないか、というそのところをどういう風に考えているかっていう。

【山本大樹支部長】

これもそうです。議事進行の動議のみという風に考えております。以上です。

【議長】

それと最後に議長選任について議決権行使に関してはどうだったんかっていう。

【山本大樹支部長】

議長選任というのは議案ではございませんので、これにつきましては、会場なり出席者の方のみの賛成多数によって決めるものと理解しております。以上です。

【議長】

よろしいでしょうか。同じ質問ならもうそろそろ、はいどうぞ。

【門田良公会員】

門田です。あくまで総会に出席した会員はいろんな議論をお聞きして、参考にして、それから採決賛成か反対かを決めますね。議決権行使書で賛成あるいは反対された方はですね、そういう多種多様な意見あるいは書面で送られたもの以外の意見そういうようなものを何の参考もできないままに事前に決議書に賛成あるいは反対ということをしているわけです。

この方々が今日の皆さんの意見を聞いたうえでしているのであればですね、真の意思表示だと思いますが、そういう情報もなしに、未確定な要素がたくさんある中で意思表示をしているものが本当に総会として有効なのかどうかということを経営部の方はよく考えていただきたいと思います。

山岡会員が言われたようにですね、“別に定める”という風にされとる状態で、それがどんなものかが分からない状態で賛否をするということは非常に危険極まりないものだと思います。

総会としてのもっと重要性を考えていただきたいと思います。

【議長】

はい、ありがとうございました。執行部よろしいですか。

あのちょっと議決権行使書でもう決まってるじゃないかという風なご意見がいくつか聞こえてきましたが、本議案に対して議決権行使の賛成が何人いるかということについて、まだ議長の方からは発表しておりません。

おそらく参加者は分からないのが率直ところじゃないか、まあ、このぐらいおるかなという想像はつくかもしれませんが、どこかから情報をもらったか、もしくは憶測で判断されているじゃないかな、ちょっとその辺が気になりました。

で、あの当初議決権行使書を一覧表にして配って、皆さんにこうでしたという結果発表を先に出そうかなということも検討しましたが、それはやっぱり、まずいんじゃないかなということで、それぞれの議案について検討して、議場からまずご意見を伺って、採決した後で議決権行使書の数をカウントして発表すると。

そういうことで今回は議長の方では執行部と話しまして、そういう風になっているので、まだひょっとしたら議決権行使の所が賛成が出るかもしれない、という風なバカな話するなと言うかもしれませんが、そういうこともありますので、前提として考え合ってくださいね、十分にご意見を発表していただいたうえでですね、参加されている方でご意見をいろいろこの場でまた、いろいろ貴重なご意見がありましたので、自分としては参加する前とは少し違ったかもしれないし、違いはないという方もおいでるかもしれないと思いますので、総会にお見えになったという意義は私はあるんじゃないかと思ひますし、ご意見は十分に生かしていただいたんじゃないかなと思ひます。

ただ、この議決権行使の制度化されたのが去年の総会決定事項だというのは間違いなと思います。皆さんご確認できることだろうと思ひますから、今回はこういうことで、総会が進んできていますので、1号議案、2号議案と同様にですね、内容としてこれは議決権行使書のカウントするというので、議長としてはお諮りしたいという風に思ひます。

なお、山岡先生から、あるいは引き続いて皆さんから出されました“郵便投票の実施に関する事項は別に定める”ここについて準備されてないことは事実のようですので、先ほども申しあげましたが、このことを会場からご意見があつて、執行部としても十分に会員の皆さんのご意見をお聞きしたうえで、理事会に諮ってそれを決定して公にしていくということをお約束していただきましたので、そのことを議事録にちゃんと書いておいて、それを次の総会で意見処理していくということで、この問題についてはそういうことでお諮りしたいと思ひますが、そういうこと前提でですね、この議案としてはこの提示された3号議案についてそろそろ採決をさせていただいたらという風に思ひますがいかがでしょうか。

それでは事務局の方、集計のための準備をお願いします。これも一応先ほどと同じようにお諮りしたいと思います。

まず3号議案の「愛媛県行政書士会松山支部役員選任に関する規程の一部改正について」について棄権の方挙手をお願いします。はい4名ありがとうございました。よろしいですね。反対の方挙手をお願いします。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。賛成の方挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。ちょっと計算しますので少々お待ちください。

それでは発表します。第3号議案についての集計結果を発表します。まず棄権、議決権行使書5票、会場4票、合計9。反対、議決権行使2票、会場9、合計11。賛成、議決権行使書125、会場38、合計163でございます。

全体として過半数とした場合でも超えておりますので承認されました。それと尚、会場での3分の2を超えているかどうかということに関しましても、50に対して38でございますので、3分の2も一応クリアできていることになろうかと思えます。

以上の次第で、賛成多数で第3号議案「愛媛県行政書士会松山支部役員選任に関する規程の一部改正について」については原案のとおり承認可決されました。尚、執行部に対する質問に対する回答として何点か先ほど申し上げました意見攻防等含めて議事録に記載していただくということにしております。

以上で第3号議案の採決を終了しました。ありがとうございました。ちょっと時間が経過しましたので、ここでトイレ休憩したいと思います。それでは5分だけ休憩します。

－ 休憩をはさむ。 －

【議長】

それでは再開したいと思います。よろしくをお願いします。第4号議案「愛媛県行政書士会松山支部本会役員等候補者の選出に関する規程案について」これを付議します。執行部から提案、説明をお願いします。

【山本大樹支部長】

支部長の山本です。それでは、「愛媛県行政書士会松山支部本会役員等候補者の選出に関する規程案について」ご説明をさせていただきます。

－ 議案書の25ページ「第4号議案、愛媛県行政書士会松山支部役員等候補者の選出に関する規程（案）について」の内容を説明した。 －

【議長】

皆さんいかがでしょうか。ご質問、ご意見。

【山岡泰三会員】

山岡です。やはりこれはあの投票が郵便投票ということになって、27ページの第9条ですかね、“選挙は支部会員による郵便投票とする。”ということで、第3項でやはり“郵便投票の実施に関する事項は、別に定める。”ということで、この後、選挙管理委員会等については準用する云々はあるんですけどね、やはり郵送物の管理をどういう風にされて、どういう形で締め切るわけ、管理しているのか、その辺りが全く掴みどころがないので、システムとしての考え方はあの枝葉末節のことはきちっと定められとるので、よろしかろうと思うんですが、肝心なことがずっと抜けとるんで、やはりこれもさっきと同じような考え方になるかと思うんですが、その辺りも併せて、もうちょっと執行部のお考えをご説明頂いたらと思います。以上です。

【議長】

一般論は先程と重複しないように、特にこの議案に関して説明をお願いします。

【山本大樹支部長】

支部長の山本です。こちらはですね、先程の支部長選挙の方で選挙管理委員さん5名を選んでいただいて、その方にこちらの方も兼務していただくと、両方の選挙を管理していただくという規定にしております。

人材的にも両方別々にするというメリットもございませんし、費用の関係もございません。郵送投票にするということで場所としては行政書士会館を想定しておりますが、そこでの作業のみでできるだろうということでそういう規定にさせていただいております。

9条の中身につきましては、先程の第3号議案と回答がかぶってしまいますので、これも同じような第3号議案の方の実施に関する事項とほぼ同じことになろうかと思っておりますが、同じように情報開示をしながら皆さんにも見ていただいた上で執行部の方で議論を進めて、いいものを作っていくという風に考えております。よろしくをお願いします。

【議長】

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

【山岡泰三会員】

すみません、たびたび。やはり第10条でこの選挙運動なんですけどね、ここだけは家庭訪問してはいけませんよと、こういう風な言い方だけにしておるんですね、で、同じ考え方を選挙という、選任という風な意味から考えて準用規程をどどんんしていくということであればこの辺りもですね、場合には選挙のそういった立候補規程とか選挙運動の規程があろうとか別に、役員選挙のところがあんですけど、その辺りの準用規程を

もうちょっと幅広く適用してですね、ある程度、こういうたった一言でぼろっとうや
るんじゃなくて、どうせ準用するんであればそういう形できちっと選任、選挙規程につ
いて検討されてはいかがかなと思いますが、以上です。

【議長】

執行部、いかがですか。

【山本大樹支部長】

支部長の山本です。山岡会員がおっしゃるとおり準用している部分と同じ条文なのに
準用していない部分、重複して同じ条文を使うという所もございます。これにつきまして
は確かにそういう風に全部準用するという風に考えるというのも正しいのではないかと
いう風に思っておりますから、今回これで上程させていただいておりますし、内容的に
は変わるところはないと思ひまして、今回はこれで行かせて頂いたらと思ひます。よろ
しくお願いします。

【議長】

ほかにございませんでしょうか。無いようでしたら、採決に移りたいと思ひます。議
会事務局の協力をお願いします。

第4号議案の採決に入ります。先ほどと同じように棄権・反対・賛成の順で、お諮り
いたします。

まず棄権の方、挙手をお願いします。1名。反対の方、挙手をお願いします。はい、賛
成の方、挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。ちょっと計算しますの
で、少々お待ちください。

第4号議案の採決について結果を発表いたします。先ほど開場のところで50名と申し
上げたんですが、退席者がおりますので、若干減っているということを確認しておい
てください。

第4号議案のまず棄権について議決権行使書6、会場1、合計7でございます。それ
から反対、議決権行使書2、会場1、合計3です。賛成、議決権行使書124、会場46、
合計170、以上賛成多数で松山支部本会役員等候補者の選任に関する規程案については原
案通り承認可決されましたことをご報告いたします。ありがとうございます。以上で4
号議案については終了でございます。

続きまして第5号議案、第6号議案一括して付議させていただきまます。執行部から提
案、説明をお願いします。

【山本大樹支部長】

支部長の山本です。それでは“平成26年度事業計画（案）”についてご説明させてい

たきます。

－ 議案書の 30～31 ページ「第 5 号議案、平成 26 年度事業計画（案）」についての内容を説明した。－

【議長】

続いて第 6 号議案。提案、説明をお願いします。

【宮川晶子会員】

会計担当役員の宮川です。予算の説明をする前に先ほどの決算について少し付け加えたいことがあるので、ちょっと遡って話をしてよろしいでしょうか。先ほどの決算書の 8 ページ、広報費の無料相談会の東温市、松前町、この辺りの回数と 4 ページ 5 ページにわたって掲載しております東温市無料相談会とか松前町無料相談会等の回数が一致していない件なんですけども、例えば東温市でしたら 12 回の開催で、8 ページの方には東温市 12 回という開催となっているんですが、松前町の方は 12 の日を書いておりますが、8 ページの方には松前町 8 回という記載で、12 と 8 を比べると 4 回少ないんじゃないかと思われるかもしれないんですけども、松前町におきましては途中から予約制で相談を受け付けるようになっておりまして、事前の予約人数が 0 人と分かった時には、相談に行く方は先に募集して決めてはおった場合でも、0 人の場合は派遣はしないということで対応しておりましたので、こちらの掲載されている数と実際の実施の数が違っておりますので、その点の補足説明を付け加えさせていただきます。

では、予算の方の説明に戻ります。32 ページをご覧ください。32 ページもまず 26 年度の予算ということで、収入の部について計算しております。26 年の予算額のみ説明しますのでお隣の 25 年の予算とお比べいただけます。

－ 議案書の 32～34 ページ「第 6 号議案、平成 26 年度予算（案）」についての内容を説明した。－

【議長】

以上で第 5 号議案、第 6 号議案の趣旨説明が終わりました。ここで質問、ご意見承りたいと思います。

【和田修会員】

和田です。ちょっと手短かに 3 点ほどお伺いしたいことがございます。まず 5 号議案の下の方ですね、“メールマガジンを有効に活用し”とありますが、今現在どれぐらいの方がご利用いただいているのか人数をお聞かせいただきたいのと、今現在登録してる我々は

かまんのですけど、今後どのような形で新規登録者を増やしていくのか、若しくは新しく入ってきた会員さんに関してどのようにご案内しているのかに関してお伺いさせていただきたいという点がまず1点ですね。

2点目なのですが、6号議案予算書に関してですね、ホームページの作成方針ということで5000円上げられておりますが、私もホームページこの前の執行部で担当しておりますので、すごく大変なのはよく分かつとんです。結構更新していない分野もあるので、今年度の管理体制含めてですね、ホームページに関してどのように管理していくのかについても執行部としての見解をお聞かせいただきたいという点とですね、最後ちょっと予算に関連するんですが、通信運搬費のところで、執行部の方からお詫びの文書が来たんですけど、今回の議案の送付に関して遅配とかですね届いてないとかでメール便の業者を変えられたと思うんですけど、メール便の業者を変えられたことによってどれぐらい経費を削減できるのか、それとも今後はその業者からまた戻すのか、そこを今後の見解についてお伺いしたいかなと、その3点お願いします。

【山本大樹支部長】

支部長の山本です。まず1つ目ですね、メルマガの有効活用ということで現在何人の人間に配信しているかということ、現在104名の方に有効に届いていると、もうちょっと数はいらっしゃったんですが、メールアドレス変えたか何かで届いてない方がいらっしゃいまして、現在104名。

新規入会につきましてはですね、新入会員の方に関しては新入会員の登録面接の時に“入会をお願いします”という文書を一緒に付けて配布させていただいております。ちょっと今の所、新しく入っていただけてない所もあるので、今後何か色々な方法を考えていきたいと思っております。

続きましてホームページの更新作業についてですが、これは通常の文書のアップロードの作業等を想定して、まあ5000円としています。大幅な改定等は予定しておりませんが、もし万が一そういう風な必要性があれば、またちょっと色々中で考えていきたいと思っております。

通信費ですね、これはちょっと皆さんにご心配とご迷惑をおかけしたんですが、4月18日付で送るつもりがですね、配送が1週間ほど佐川急便側の手違いもありまして、遅れたという風な報告を頂いております。

これは本会の方が4月から佐川急便に替えますということで、一緒にしとく方が何かと都合がいいだろうということで、替えるに至ったわけですが、単価的には1通当たり10円安いんですが、今回遅配だけではなく未配ですね、“配達されてないんだけど”とおっしゃる会員さんも数名いらっしゃったので、次回以降元のヤマト運輸に戻します。

多少の経費削減よりは、きちっと配って頂ける所を今後も使っていくという風に考えております。以上です。

【議長】

ほかにございますでしょうか。無いようでしたら採決に移りたいと思いますが、また総会の事務局よろしくお願いします。

第5号議案、第6号議案別途採決していただきます。先ほどと同じように棄権、反対、賛成の順でお諮りいたします。

まず第5号議案「26年度事業計画」について棄権の方挙手をお願いします。ゼロです。反対の方挙手をお願いします。ゼロですね。賛成の方挙手をお願いします。全会一致ということですね。ありがとうございました。

議場の参加人数変わってませんね。そしたら、カウントをお願いします。では報告します。第5号議案についての集計結果の報告でございます。棄権につきましては、議決権行使書5、合計5、反対については、行使書、会場ともゼロでございます。賛成が議決権行使書が127、会場が48、175の賛成多数で第5号議案は原案どおり可決されました。ありがとうございました。

続きまして第6号議案の採決をしたいと思います。「平成26年度予算案」についての採決でございます。会場にお諮りします。棄権の方挙手をお願いします。ゼロですね。反対の方挙手をお願いします。ゼロですね。賛成の方をお願いします。ありがとうございました。第6号議案は棄権が6、会場がゼロ、合計6です。反対はいずれもゼロでございます。賛成が、議決権行使書が126、会場は48、合計174で賛成多数によりまして第6号議案「平成26年度予算案」については原案どおり承認可決されました。以上で第6号議案の議事は終了でございます。

以上で本日、私ども議長団に対して与えられた議題については議事は全て終了しました。不慣れなために長時間にわたる審議、皆さんに大変ご迷惑おかけしたと思いますが、どうぞご寛容のほどお願いいたします。

【山岡泰三会員】

すいません貴重な時間いただきます。総会資料を先般送っていただいたんですが、その中で諸規程規則等の参考で送ってきていただいておって、私らでちょっと目を通させていただいたんですが、ちょっと1点、旅費の規程について別表第2はこれは違法だなあとということですね、通常こういう編成はできないんで、旅費規程としてやるのであれば、第1表とあと日当である。

この場合旅費につく日当というのは旅行する時間に応じて、半日当でやるか1日日当でやるか2日日当でやるかという計算をするわけで、ここの別表第2はこれは業務のあれなんで、別段、諸手当報酬規程なり何なり設けて、切り離してやるのが本来で、旅費に設定してやるのは全くの違法です。旅費の規程に該当しません。これを一つ申し上げたい。

それともう一つは、役員報酬規程というようなものがあるんですが、この役員報酬規程もですね、内容的には支給規程なんですね。役員の報酬というのは規則の38条で総会で決めるということなんで、誤解を招かないためにもここは役員報酬の支給規程と“支給”を入れていただくのが、本来の法的な内容になってこようかと思います。

以上です。この2点だけです。

【議長】

ありがとうございました。では、議事録に記載させていただいて、次に引き継いでいきたいと思います。ありがとうございました。

以上で発言は打ち切らせていただきます。ありがとうございました。

この総会が必ずしもスムーズに運営されたとは思いませんが、最終的に時間に間に合ったことは本当に皆様のご協力のおかげだと思います。ありがとうございました。

議長として色々な事感じる面もあったんですが、個別に執行部に対して申し送りしておきたいと思います。以上で私どもの議長としての退任とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 一同拍手 —

【司会者】

能田先生、川添先生ありがとうございました。もう一度大きな拍手をお願いします。

— 一同拍手 —

それでは閉会の言葉を田之内理事よりお願いします。

【田之内理事】

以上をもちまして、平成26年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会を終わります。ありがとうございました。

以上で議案の審議を終了し、17時00分に議事を終了した。
上記の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議長並びに議事録署名人は、下記に署名押印する。

平成26年 月 日

平成26年度愛媛県行政書士会松山支部定時総会

議事録署名人 議長 ④

議事録署名人 _____ ④

議事録署名人 _____ ④